

○宮崎大学地域資源創成学部規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 令和元年 8 月 23 日 令和 3 年 2 月 2 日
令和 3 年 3 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学地域資源創成学部（以下「本学部」という。）の教育に関しては、宮崎大学学務規則（以下「学務規則」という。）及びその他学内規則等に定めるもののほか本規程によるものとする。

(目的)

第 2 条 本学部は、マネジメントの専門知識並びに社会・人文科学及び農学・工学分野の利活用技術の基礎知識を教授する異分野融合のカリキュラムを構築するとともに、研究者・実務家教員が協働した実践的教育及び地域と一体となった協働教育を導入し、コミュニケーション力や理解力の育成を図り、社会を牽引するイノベーション創出に向けたマネジメントの専門知識、地域資源の価値を複眼的に捉える視野、企画力及び実践力を持った国内外の各地域で活躍できる人材を養成することを目的とする。

(基礎教育科目及び履修方法等)

第 3 条 基礎教育科目は、宮崎大学基礎教育科目履修規程で開設する授業科目を履修しなければならない。

2 授業科目の種類、単位数、履修方法及び専門科目の受講、試験に関しては、基礎教育部の定めるところによる。

(専門科目及び履修方法等)

第 4 条 本学部の専門科目の授業科目の種類、単位数、履修方法及び専門科目の受講、試験に関しては、別に定めるところによるものとする。

(単位の計算方法)

第 5 条 学務規則第 23 条第 1 項の規定に基づく本学部の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、1 時間 15 回の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習、セミナーについては、2 時間 15 回の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習については、2 時間 15 回の授業をもって 1 単位とする。

(単位数の上限)

第 6 条 学務規則第 16 条第 2 項の規定に基づく本学部の単位数の上限は、半期で 24 単位とする。

(卒業所要単位)

第 7 条 卒業に要する単位数は、別に定めるところにより基礎教育科目 36 単位以上、専門科目 92

単位以上の計 128 単位以上を修得しなければならない。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 8 月 23 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 28 年度に本学部に入学者の卒業所要単位は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度から令和 2 年度までに本学部に入学者の卒業所要単位は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。